

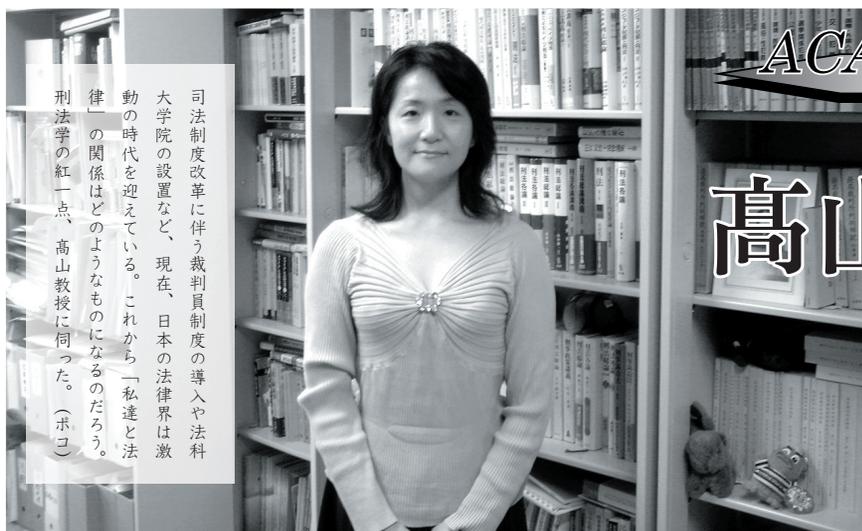
法学研究科

高山佳奈子 教授

—私達と法律—

PROFILE

1968年 東京生まれ
 1991年 東京大学法学部卒業
 2002年 京都大学助教授
 2005年 京都大学教授



司法制度改革に伴う裁判員制度の導入や法科大学院の設置など、現在、日本の法律界は激動の時代を迎えている。これから「私達と法律」の関係はどのようなものになるのだろうか。刑法学の紅一点、高山教授に伺った。(ボコ)

—2009年からの導入が予定されている裁判員制度について、教授の考えをお聞かせください。

今までは一般の国民の人たちが法律に関わるのが少なかったんですね。裁判員制度は、法律の専門家の世界と一般人の生活する世界が接点を持たなくなってしまったということで導入されました。逆に法律の専門家から法律の素人へという方向で考えると、専門家の世界をよく知ってもらおうという教育的な意味もあると思います。

裁判員制度の利点は、いろいろな職業の人たちの意見を反映させてより多角的に証拠などを見ることで、事実認定をうまくできるようにするというところにあります。みんなの納得のできるような処罰ということですね。

さて、この制度には当然問題点もあります。

法学部生の質問

—昨年(2010年)の第1回新司法試験の結果について、教授の感想・意見をお聞かせください。

悪かったのびっくりしております。ショックでした。原因として京都大学が法科大学院の授業で、「司法試験に合格するため」の対策をまったくやっていなかったということがあります。

第1回の結果を受けての今後の動きですが、合格率がある程度高い大学とそうでない大学の差が割とはっきり出てしまいました。その差は当然次回以降の入試に影響を与えますので、京都大学を含む上位の大学とそれ以外の大学とのレベルの二極分化が進むことは明らかです。

今回の制度は刑事事件だけに導入されることになりまして、しかも一番重い犯罪類型が対象なんですね。そこでたとえば殺人など重い犯罪が対象だと、一般人の方が感情的な結論を下しがちなのではないかと、法的な議論にまったく馴染みのない方が悲惨な事件を目の当たりにして、それだけで判断をしようとする、どうしても厳しい処罰に傾きがちなのではないかと思うんですね。そこが問題視されています。

でも感情的になってしまうこともあるでしょうが、日本人の教育水準は非常に高いので、みんなで議論するうちに望ましい解決をしていくということは十分に可能だと思います。だから、もしみなさんが裁判員に選ばれたら、なるべく正直に自分の意見を何でも言って、わからないことがあれば質問をしてください。臆せず積極的に発言していただく、意見を言っていた、疑問をぶつけていただくということが大事だと思います。なかなか自分の思ったことを言葉に出して表すことに慣れていないという方もいらっしゃると思います。でも、黙っていても一般人が参加している意味がないので、なるべく何でも言うていただくことが大事だと思います。



「最初は刑法がまったくわからなかった。でも、わからないからおもしろいな」

—次に教授の研究内容についてお聞かせください。

最初に法律の研究を始めましたときのテーマは、故意(※犯罪者の罪を犯す意思⇒右ページコラム参照)でした。法学部の方でしたら勉強されていると思いますが、刑法第一部の内容で錯誤論や故意と過失の違い、故意と違法性の意識の違いなどをテーマに研究していました。刑法の基礎理論ですね。犯罪が成立するための基本的な条件についてやっておりました。そのあと、比較法の分野も少しやっておりますし、国際刑法という新しい分野も扱っております。

国際刑法というのは英語で言うとInternational Criminal Lawです。主に2つの内容があります。1つがTransnationalな刑法でありまして、これはたとえば、日本で犯罪を犯した人が外国に逃げてしまったときにどうやってその人を処罰するかとか、どこで誰が処罰するかという国家間の刑罰権について考えるのが、Transnationalな意味での国際刑法です。もう1つが、International Criminal Court(国際刑事裁判所)に代表されるようなSupernationalな刑法であります。伝統的には刑法というのは1国の中で適用しているものだったのですが、たとえば東京裁判や今で言えば国際刑事裁判所、そういうところでのようなものを犯罪としてどのような手続きで処罰していくかという、超国家的な刑罰権について考えるものです。で、その両方を併せたものが国際刑法と呼ばれるもので、なかなか難しいです。あまり研究している人はいませんね。

はみだし
すてーじ

俺は人間をやめるぞ～、編集長。
⇒僕はッ 死ぬまで 人間をやめないッ!

(法・3 ジョジョ)
(編集長はクールに去るぜ;編)

——刑法学を研究しようと思った理由は？

私はもともと法学部に入ったときには、国家公務員志望でした。官僚になろうと思っていたんです。でも2回生のときに刑法を専門科目として始めまして、試験勉強をしているときにわからないことだらけだったんです。それでおもしろいなと。わからないからおもしろいなと、理論的なところに関心を持ちました。それで、3回生になったときに刑法のゼミに所属して、ますますわからなくなりました(笑)。理論的なおもしろさにはまったというのが直接的なきっかけですね。

法律の魅力は、いろいろな価値を実現するための手段になりうるということにあると思います。たとえば差別を受けている人が、差別なんてどうでもいいと思っている人や差別を肯定している人に対して、たとえそういう人が社会の圧倒的多数であっても、法律を武器にして戦っていける。自分達の権利・利益を実現していくツールになるという点で法律は非常に魅力的であると思います。

さてその法律を学ぶときに強く言いたいのは、決まった答えはないということです。よく教授の言っていることをそのままノートに書いて覚えるだけで済ませようという方がいます。でもそれだけではダメで、たとえば未解決の問題に関して、どこかに答えが書いていないか探しても見つかりませんよね。基本的な考え方を身に付けて、それを道具として使って問題解決に当たるという姿勢が大事です。どこかに書かれている答えを求めようとは思わないでください。基本的な考え方を自分の中に消化するというところに主眼を置いて勉強していただきたいと思います。

——教授は大学生時代どのような生活を送っていたらっしゃたのですか？

私が学生であったのは1987年から91年までなんですが、当時はバブル経済の真っ盛りでした。今の学生の方の生活とは全然違う、夏はテニス冬はスキーという、飲み会とか遊びが多い学生生活でした(笑)。サークルは2つ入ってました。1つはスポーツ愛好会というところで、いろいろなスポーツをちょっとならぬというサークルでした。もう1つが、公務員試験の勉強会のサークルで、経済学とか政治学とか、刑法とは全然違う分野を中心に勉強しておりました。アルバイトと、それから授業にもたくさん出ていましたので、毎日忙しく過ごしていましたね。アルバイトは家庭教師や塾講師が多かったのですが、他にも芸能プロダクション、派遣のバイトもしてました。派遣会社に登録して、テレビドラマのエキストラに出たり、カットモデルをやったりとかですね。エキストラはたとえば、火曜サスペンス劇場やTBSで仕事をするのが多かったんですけど、長渕剛さん主演の「とんぼ」というドラマにも出ました。芸能人を直接見られるおもしろい仕事でしたね。

そんな学生生活を振り返って言えるのは、そうですね……。なるべくいろいろなことにチャレンジすると視野が広がると思います。海外旅行をしたのもよかったです。3回生のときにバイト代を貯めまして、1週間だけタヒチ島に行きました。あと卒業旅行に中国に行きまして、それは本当に貴重な体験でした。まったく知らない世界を体験することでもの見方が変わりますね。どの国であっても、短い期間であっても有益であると思いますので、ぜひみなさんも海外を旅行してみてください。

——教授が刑法第二部の講義の中で過激な内容の事例を出される理由は？

刑法第二部が扱う事件は犯罪です。そして、犯罪として問題になっている行為はほとんどがお金とか男女関係に関わるものです。事実は小説より奇なりと申すすけれども、実際の事件というのは「えっ、こんなことがあるの!?!」というような衝撃的なことがたくさんあります。実務家になったときには裁判官・検察官・弁護士としてそれに向き合わなければいけません。ですから嫌なものから目を背けないで、ちゃんと正面からそれを見てほしいという気持ちがあるんですね。



「いろいろな方向から物事を見る、多角的なものを見るということが大切だと思います」

——最後に、京大生に一言。

みなさんぜひ法科大学院に入学してください(笑)。京大の方は非常にバランス感覚に優れている人が多いので、もし関心があれば法科大学院への進学を考えてください。あとはそうですね、友達同士でいろいろなことについて議論する機会を設けてください。食べ物の好みでも、女性の好みでも何でもいいので。最初の話に戻りますが、どんなくだらない話でもいいので意見を交換する機会、そしてそれによって培われる、何か問題にぶつかったときにいろいろな方向からその問題を分析してベストな解決を図っていくという姿勢は、法律家になるためにも、裁判員に選ばれたときにも、さらに言えば将来社会人としてどのような分野に進むにしても必要になります。ですから、ディベートというところまでいなくてもいいので、議論の機会をできるだけ持ってほしいと思います。

——ありがとうございました。

ACADEMIC

本文で高山教授がおっしゃっていたように、教授は刑法の中でも「故意」を研究の基礎とされている。ではこの「故意」とはどのようなものだろうか？一言で言えば「罪を犯す意思」である。犯罪者は「わかっていながらやった」がゆえに、故意犯として過失犯より重く処罰される。故意は、たとえば右のような場合問題となる。

刑法261条(器物損壊罪)※抜粋

他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。



器物損壊罪という法律は知っていたが、他人の飼い犬のような「動物」が「物」にあたるとは思っていなかった人が、他人の飼い犬を傷つけた場合、「故意あり」として処罰していいのだろうか？